

訪問系サービスの駐車禁止の緩和を！

医)緑星会 どうたれ内科診療所 堂垂伸治

- 1 06年6月改正道路交通法が施行されて以来、訪問診療や訪問看護と明らかにわかっていても駐車禁止として民間監視員によりステッカーが貼られる状況です。
- 2 08年1月2月の朝日新聞記事⁽¹⁾⁽²⁾によれば、千葉県「訪問看護ステーション連絡協議会」が07年11月に行ったアンケート調査では、165事業所対象で回答のあった100事業所のうち11事業所が反則金を支払っていました。また「全国訪問看護事業協会」が07年9月～11月に行った調査でも、1,786(53%)の回答があり、126の駐車違反にされています。松戸市医師会のアンケート調査では往診中に医師も駐車違反を取られたという方がいました。
- 3 5月11日の在宅医懇話会での挙手によるアンケートでも、「訪問中に駐車違反を取られたことがある方」は医師で5人、医師以外で13人と多数いらっしゃいました。
- 4 現在、訪問系サービスが警察署から正式に駐車禁止の除外申請を行う方法は、次の二通りがあります⁽³⁾⁽⁴⁾。(1)駐車許可証⁽⁵⁾と(2)駐車禁止除外標章⁽⁶⁾です。ただし、後者の「駐車禁止除外標章」は現在医師の緊急往診に限定されています。
- 5 まず、(1)の「駐車許可証」について説明します。訪問診療・訪問看護・訪問介護など、車で多数の患者さんのところを訪問する場合の駐車禁止を免除される申請書類は、以下の通り、実にたくさんあります。
 - 1 駐車許可申請書
 - 2 車輛借上書
 - 3 介護保険指定事業者の認定書類
 - 4 車検証
 - 5 運転手個々人の免許証のコピー
 - 6 (サービス)利用者一覧表
 - 7 利用者の住居地図
 - 8 実際に車を停める際の見取り図6は、その管轄地区の利用者の一覧表とその居住地図です。地図も今やインターネットで出てくる時代ですが、それでは認められず、1冊3万6500円もする大型地図のコピーでなければいけません。しかも駐車する場所は計測した距離を入れ模式図で手描きしなければなりません。その事務的な手間も大変で。期間も半年に1回と殆ど「在宅医療イジメ」です。そのコストもバカになりません。

そもそもこの手続きの煩雑さの為、以前は「到底活用できない制度」として、多くの事業者が敬遠していたものです。

ちなみにコストを試算しますと、事務員が1週間程度貼り付きとなりますので、34万円が半年に1回、1台についてかかります。運転手(看護師やヘルパー)が辞めて交代したときは再度書類を提出しなければなりません。各事業所は他にも、「NPO」情報公開調査料や事業協会保険料・研修会料なども支払わねばならず、大変な負担と

なっています。もちろん他に、自動車保険料や自動車税もかかります。

この負担感は訪問介護事業者にとっては、さらに大変なはずですが、最近聞いたある介護事業者の話では、ヘルパーさん自身にこの手続きを自前でやってもらっているそうです。経営の立場からは「そうしないと到底やって行けない」という気持ちもよくわかります。

また他の介護事業所では、この作業に別個に半年で10万円くらいの人件費を払っているとのこと。訪問介護の報酬単価は低く「生活1」が2千円程度ですから、年間100時間くらい、この「駐車許可証を得るために働いている」というとんでもない事態となっています。

6 以上の結果得られた当院の訪問診療の車の「駐車許可証」です。H20年4月11日に申請していますから、もうこの10月には再度書類作成にかからなければなりません。

7 一方、(2)の「駐車禁止除外標章」ですが、3年に1回、下記の書類提出が必要です。

- 1 駐車許可申請書
- 2 車検証
- 3 運転手の免許証のコピー
- 4 医師免許証のコピー
- 5 開業申請書(?)

これらの書類作成のコストは3年で約2万円程度と比較的安価に済みますし、

(1)の「駐車許可証」より比較的手続きは簡単です。

8 これが私の「自分の車」の「駐車禁止除外指定車」の標章です。これはあくまでも医師の緊急往診にのみ適用され、定期的な訪問診療では使えない標章です。これは歯科医師にも適用されていないとのこと(7)。

9 以上をまとめますと、

- 1 国民の在宅医療への要望は高く、国も医療費抑制政策の一環として在宅医療を推奨しているはずですが、
- 2 「駐車禁止許可証」の申請書類は、実にたくさんある。その事務的な手間も費用も大変です。
- 3 期間も半年に1回で、車や運転者が変われば再度提出が必要であり、殆ど「在宅医療イジメ」で、現場に大きな負担となっています。他にも、ガソリン高、人手不足で在宅医療の現場は音を上げています。

10 この問題は、国会審議でも取り上げられ(8)、

08年5月20日参議院厚生労働委員会の小池晃議員の質疑で、末井誠史警察庁交通局長は、

「各都道府県警察に対しましても、今回の見直しの結果、都道府県公安委規則の改

正によって影響を受ける関係団体等につきましては同様に対話を行い、誠実に対応するよう指示をしているところでございます。」と回答しています。

こういう回答は、結局は「何もしない」という事を意味しております。

また舛添厚生労働大臣は、以下の通り回答しています。

「お医者さんに認められて、同じような訪問介護とか医療をやる介護士、看護師に認められないというのは国民の常識から見ておかしい。それで、私は、この問題は私が介護しているときからずっと問題にしてきております。」

「国民全体の利益ということから考えたときに、きちんと訪問介護、特に今おっしゃったように在宅を推進しているわけですから、そういう国全体の方針からしても、これは私の方からも国家公安委員長に対してきちんと対処するように申入れをしたいと思えますし、各都道府県の福祉、医療担当部門の担当者が県警本部ときちんと議論をするように、そして、そういう形で柔軟な運営が図られ、国民が不便を来さないようにしたいと思います。」

この回答は正に正論ではありますが、現在現場では何も進展していません。

- 1 1 在宅医療の発展には、訪問系サービスの充実が不可欠です。
以上より、厚生労働省、国家公安委員会、千葉県、千葉県公安委員会、千葉県警察本部に対し、
 - 1 国民・市民に必要性がある在宅医療の重要性にかんがみ、訪問診療・訪問看護・訪問介護等の訪問系サービスに対しての駐車禁止措置の緩和を求めます。
 - 2 現状の「駐車許可証」の申請は事務的手続きが極めて煩雑で手間と費用を要するものであり、その簡素化を求めます。
 - 3 現在医師の緊急往診に認められている「駐車禁止除外車標章」並みの手続き緩和を希望します。

上記の趣旨で、他の関係諸団体にも「在宅医懇話会」として訴えて行きたいと考えます。

< 参考文献 >

- (1) 08年1月18日朝日新聞 千葉版
- (2) 08年2月15日朝日新聞
- (3) 千葉県警察 > 手続き > 申請書ダウンロード > 交通規制課 > 千葉県道路交通法施行細則
http://www.police.pref.chiba.jp/procedure/application_download/#st1
- (4) 千葉県警察 > 法令・制度 > 道路交通法改正 > 駐車規制および駐車許可制度の運用見直しについて
http://www.police.pref.chiba.jp/legal/road_traffic/parking_regulation/
- (5) (3)と同様 「駐車許可証」
http://www.police.pref.chiba.jp/procedure/application_download/pdfs/st_0068.pdf
- (6) (3)と同様 「駐車禁止除外標章」
http://www.police.pref.chiba.jp/procedure/application_download/pdfs/st_0073.pdf
- (7) 全国保険医新聞 08年6月15日号 「駐車規制に改善の姿勢示す」
- (8) 小池晃 169 通常国会 厚生労働委員会 介護保険法等改正案質疑
http://www.a-koike.gr.jp/hilight/2008/gijiroku/2008_05_20.html